

生活援助従事者研修における目標、評価の指針

1 生活援助従事者研修を通じた到達目標

- (1) 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- (2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- (3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- (4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- (5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- (6) 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。
- (7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。
- (8) 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- (9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- (10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- (11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

2 各科目の「到達目標・評価の基準」

(1) ねらい (到達目標)

「ねらい (到達目標)」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了時点で直ちにできることは困難だが、研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

(2) 修了時の評価ポイント

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は、評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの

知識として知っているレベル

【表記】

- ・「列挙できる」…知っているレベル
- ・「概説できる」…だいたいのところを説明できるレベル
- ・「説明できる」…具体的に説明できるレベル

筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の内容例

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」及び「内容」は、各科目の内容について例示したものである。